

障害を理由とする差別の解消の推進に関する

教職員対応要領における留意事項（附属学校園）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

なお、附属特別支援学校の児童生徒は、その前提として知的障害があり、その状態や程度、障害者基本法における他の障害を併せ持つ多様なケース等も含めて全員を本要領の対象とする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

ただし、附属学校園の教育、研究、その他附属学校園が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に入園・入学選考に係る面談・検査・調査等を拒否すること
- 障害があることを理由に入園・入学を拒否すること
- 障害があることを理由に保育及び学習指導を拒否すること
- 障害があることを理由に行事やその他の教育活動等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に施設等の利用等を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 成績評価等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、

その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書室やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の幼児児童生徒等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある幼児児童生徒等のために、普段よく利用する保育室・教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、保育・授業中、頻回に離席の必要がある幼児児童生徒等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある幼児児童生徒等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 保育・授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す幼児児童生徒等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員等が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある保護者等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキ

ストベースでの意見表明を認めたりすること

- 入園・入学選考に係る面談・検査・調査等、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 学校行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある幼児児童生徒等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 障害のある幼児児童生徒等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- IC レコーダー等を用いた保育・授業の録音を認めること
- 保育・授業中、ノートを取ることが難しい幼児児童生徒等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員等を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある幼児児童生徒等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、課題等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 保育室・教室内で、教師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 治療等で学習空白が生じる幼児児童生徒等に対して、補習を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある保護者等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること